

令和 2 年 6 月 1 5 日

障害福祉部障害者施策課

江東区障害福祉計画・障害児福祉計画の策定について

1 概 要

「第 5 期江東区障害福祉計画」（平成 30～令和 2 年度）及び「第 1 期江東区障害児福祉計画」が本年度をもって最終年次であるため、計画を策定する。なお、計画の策定については、令和元年度に実施した「江東区地域生活に関する調査（令和元年度江東区障害者実態調査）」等を踏まえ行う。

2 計画の趣旨及び位置づけ

（1）障害福祉計画・障害児福祉計画

（根拠法：障害者総合支援法、児童福祉法）

障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画で、3 年を 1 期として、サービス量の数値目標などを設定。

3 計画期間

（1）第 6 期障害福祉計画 令和 3 年度～令和 5 年度（3 ヶ年）

（2）第 2 期障害児福祉計画 令和 3 年度～令和 5 年度（3 ヶ年）

4 策定時期 令和 3 年 3 月

5 策定スケジュール 別紙（案）のとおり

6 江東区障害者計画等推進協議会（24 名の委員で構成）

学識経験者（1 名） 医師（1 名） 障害者団体代表（6 名）

町会連合会（1 名） 民生・児童委員（1 名） ボランティア代表（1 名）

社会福祉協議会（1 名） ホームヘルプ事業者（2 名）

施設事業者（5 名） 就労支援関係（3 名） 公募区民（2 名）

《 参 考 》

〔 障害者総合支援法 〕 第 88 条

第 1 項 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

第 7 項 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等に福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

〔 児童福祉法 〕 第 33 条の 20

第 1 項 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

第 6 項 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

江東区障害福祉計画・障害児福祉計画 策定スケジュール(案)

| 令和2年度 | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|----|----|--------|------------------------|--------|----|--------|---------------------|--------|------------------------|--------|------------------------|-------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| 江東区障害者計画等 推進協議会 | | | | 第1回計画等推進協議会 構成(案)検討 | | | | 第2回計画等推進協議会 素案検討 | | 第3回計画等推進協議会 計画(案)検討 | | 第4回計画等推進協議会 計画(案)検討 | 計画書送付 |
| 庁内計画 推進委員会 | | | | 第1回 | | | | 第2回 | | 第3回 | 第4回 | | |
| 庁内計画推進 委員会幹事会 | | | | 第1回 | | | | 第2回 | | 第3回 | 第4回 | | |
| 江東区 地域自立支援 協議会 | | | | | 第1回協議会 | | | | | | 第2回協議会 | | |
| 区議会 厚生委員会 | | | 第2回定例会 | | | | 第3回定例会 | | 第4回定例会 | | | 第1回定例会 | |

- ・ 計画の策定に向けて、地域自立支援協議会と連携していきます。
 地域自立支援協議会：地域における障害者への支援体制の整備を図るため、障害者総合支援法に基づいて設置された協議会で福祉・医療・教育・雇用などの関係機関により構成されています。